

令和6年2月

かずさ水道広域連合企業団議会定例会

追加議案書

かずさ水道広域連合企業団

令和6年2月

かずさ水道広域連合企業団議会定例会追加議案目録

議案等番号	件名	頁
議案第5号	かずさ水道広域連合企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	1

議案第5号

かずさ水道広域連合企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

かずさ水道広域連合企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例
を次のように制定する。

令和6年2月5日

かずさ水道広域連合企業団広域連合企業長 渡 辺 芳 邦

かずさ水道広域連合企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する
条例

かずさ水道広域連合企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成31年かずさ水
道広域連合企業団条例第29号）の一部を次のように改正する。

第17条中「する職員」の次に「（第2号会計年度任用職員にあつては、任期が6月以上の者
その他の広域連合企業長が定める者に限る。以下この条において同じ。）」を加える。

第23条第2項及び第3項中「職員」の次に「（第2号会計年度任用職員にあつては、広域連
合企業長が定めるものを除く。）」を加える。

第23条の2第1項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改め、同条第3項中
「含む」の次に「。次項において同じ」を加え、同条に次の1項を加える。

4 第1号会計年度任用職員の勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する第1号会計年度任用職員
（任期が6月以上の者その他の広域連合企業長が定める者（1週間当たりの勤務時間が広域連
合企業長が定める時間に満たない者を除く。））に限る。以下この項において同じ。）に対して
その者の作業又は勤務の成績に応じて支給する。これらの基準日前1月以内に退職した第1号
会計年度任用職員（広域連合企業長が定める第1号会計年度任用職員を除く。）についても、
同様とする。

第25条第2項中「、第8条及び第17条」を「及び第8条」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

提案理由

地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）の施行を踏まえ、令和6年度から会計年度任用職員に対し勤勉手当を支給するため、関係条例の整備をしようとするものである。